

令和7年度需要対応型いちご生産体制強化支援事業

いちごの輸出等の需要に対応するため、県内の事業実施主体が需要期における収量増加を図る機器等を導入する経費の一部を補助します。

補助内容

(1) 整備事業（ハード）

予算額：6,000千円

補助率：1／2以内

補助上限：1,500千円

補助対象：事業計画の達成に必要な①～⑦までのいずれか1つ以上の技術を有する機器等の導入及びその経費。

①クラウン冷却装置 ②炭酸ガス局所施用装置 ③細霧冷房装置 ④夜冷短日処理装置

⑤炭酸ガスいちごハダニ殺虫システム ⑥UV-B 電球形蛍光灯 ⑦その他、収穫期拡大又は収量増加に資する技術

※導入機器の設置に要する経費を含む。

※令和8年3月15日までの間に納品・支払いできるものが対象。

※装置等の取得により補助事業の翌々年度（3年目）までに作付面積、10a 当たり収量、販売額のいずれかでおおむね10%以上の増加が見込まれること。

※事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね1,000千円以上であること。

事業対象者

宮城県内の営農集団、農業法人

申請期間等

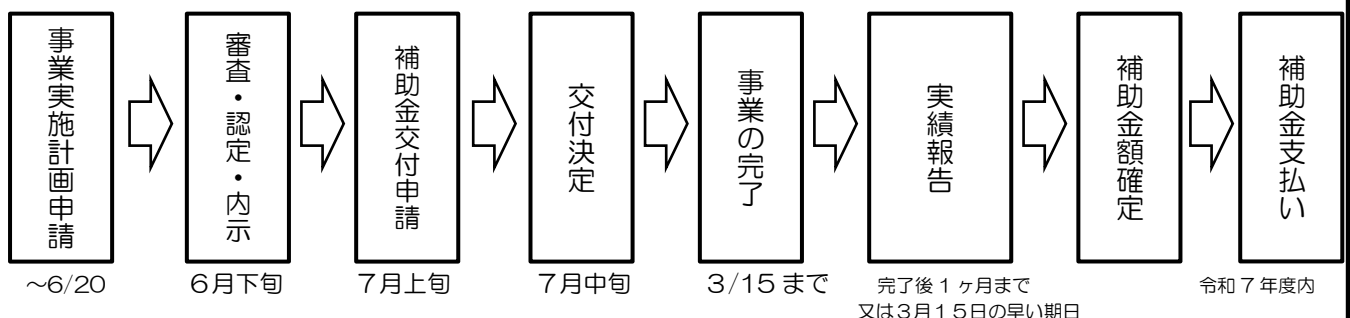
令和7年5月26日（月）から6月20日（金）まで

提出先：各地域の地方振興事務所（地域事務所）農業振興部へ事業実施計画を提出してください。

※詳細については募集案内を御覧ください。

※予算残額がある場合は、毎月20日をめ切とし、令和7年10月20日まで募集を継続します。

補助金交付までの主な流れとスケジュール



事業内容等詳細については、「需要対応型いちご生産体制強化支援事業実施要領」及び「需要対応型いちご生産体制強化支援事業費補助金交付要綱」を参照ください。また、申請に当たって必要となる様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部 農業振興班（地域調整班）

又は宮城県農政部園芸推進課園芸振興班（TEL：022-211-2843）

ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/ichigojuyo.html>